

平成31年第3回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成31年3月13日
開催年月日 平成31年3月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 14時09分 事務局長 南 勉
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満		第1区域 中井 孝志
7	小菅 辰彦		第4区域 齊藤喜久夫
8	村田 茂		
9	坂上 良資		
10	田端 久子		

○遅刻委員 な し

○欠席委員

第2区域 高田 幸好 第3区域 染野 亘志
議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也
主 事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請5件について
- (3) 非農地判定について

(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)

(4) 農地の賃借料情報の提供について

(5) その他

・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中をご参集していただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。暑さ寒さも彼岸までということで、大分暖かくなって、このところ、だんだん日が長くなって、三寒四温で、これからだんだん春めいてくると思います。平成最後の委員会ということで、もう来月は新元号になりまして、どんな元号になるかわかりません。楽しみに感じているところでございます。きょうはひとつ、平成最後の委員会、よろしく申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席人数は13名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届けが、高田推進委員、染野推進委員よりありましたので、ご報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名したいと思いますが、ご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議ないものと認めます。よって、署名人、5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名します。
-

◎諸般の報告

- 議長 ここで諸般の報告をいたします。

3月1日、春の産業祭が宝登山神社において行われ、出席しました。

また、3月6日に長瀬幼稚園で食育行事としてジャガイモの植え付けを行い、中井委員、堀口委員と出席しました。

以上、諸般の報告を終わります。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

- 議長 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

農地法第3条番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可について審議します。

事務局の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———さん。譲渡人住所・氏名、
———、———さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は353平方メートルの1筆です。権利の内容は、贈与によります所有権移転となっております。

次のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、一区内、長瀬駅から北に約300メートルの場所でございます。

次に農家の状況ですが、——さんが耕作する農地は、田198.71平方メートル、畑9,074平方メートルです。面積要件である3,000平方メートルをクリアしております。農業従事者は、男1人、本人、女1人、妻の合計2人でございます。年間農業従事日数は、男150日、女で150日ということでございます。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は353平方メートル、利

用状況は畑となっております。

次に、資金計画は、贈与のため新たな費用は発生いたしません。

次に、作付計画ですが、作付品目はそばで、作付けの時期は平成31年3月以降を予定しております。なお、本申請地と周りの————さんが所有する農地は一体として利用されております。現在、————さんに作業を委託しております。この後は、農地中間管理機構を通して————さんに貸し付ける予定でございます。

次に農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地として第2種農地と判断されます。その他としては、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、接道は、本農地のみでは接道はとれず、————さんが所有する大字長瀬————と一体で利用し、町道長瀬35号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 事務局の村田さんと、農業委員の村田さんと3人で、19日に行ってまいりました。

今、事務局の村田さんの説明のとおりだと思うんです。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田茂委員の説明をお願いいたします。

○8番村田 茂委員 8番、村田です。

去る19日、事務局と中井委員と私と確認に行ってまいりました。

現場に所有者である————さんですね、譲受人の方もいらっしゃいまして、お話を聞きましたところ、ここはですね遺産相続で————と————がありますけれども、一のほうを遺産相続で馬場さんに相続していただいたんですけれども、——さんのほうでとても管理できないということで、またもとにお返ししたいという話があって、その対応で今回、また————さんのほうに移譲したというような形になっているんだというお話でした。

以上です。

○議長 村田茂委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので異議ないことを認めます。よって、本件は許可相当とすることに決定いたしました。

◎農地法第5条の規定による許可申請5件について

○議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について議題とします。

農地法第5条番号1、——氏所有の農地を、——氏が自己用住宅建設のための申請について審議いたします。

——委員におかれましては、申請者のため、審議の間、退席をお願いします。

(——委員 退室)

○議長 事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思えます。

議案第2号 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、——、——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、——、地目はどちらも畑、面積は上から395、119、合計514平方メートルの2筆でございます。転用の目的は、自己用住宅です。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、野上駅から南西に約300メートルの場所でございます。

次に申請の事由ですが、自己用住宅を建てるべく用地を探していたところ、当該地が売りに出っていたので、現地を見て、生活基盤が整備されており適地と判断し購入したので、建設のため申請しますということでございます。

次に計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんいただきたいと思います。土地造成は514平方メートルです。建築物は専用住宅1棟、建築面積は87.7平方メートル、排水処理方法は公共下水道となります。

次に資金計画ですが、

ということでございます。現在、お返ししています申請書にも添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。次にその他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中117号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に担当推進員委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 19日に事務局の村田さんと福島委員で現地確認に行きました。

場所は、武野上神社というのがあるんですが、その東側の位置にある土地です。近くに郵便局と交番も割と近くにあったり、商店はコメリがあるところです。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて農業委員の説明をお願いします。

3番、福島美知子委員の説明をお願いします。

○3番福島美知子委員 3番、福島です。よろしくお願いたします。

——委員さんの所有する土地なので、私がかわりに19日の日に村田さんと中井さんとで現地確認させていただきました。

この公図を見ていただきますと、——と——、——、現在出ている案件の3筆が1枚で——さんの所有だったそうです。

それで残っていた土地を譲ってもらったそうですけれども、裏の畑の1108、サカウエさんの家庭菜園をつくっているような形跡がありまして、夏野菜のなすとピーマンのからがまだ残ってまして、この3枚が非常に壁になって大変気の毒だなと思いますけれども、日照不足になっちゃって。でもそれはどこでもあることだからしょうがないと思いますけれども、

それ以外は別に問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 福島美知子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

6番、高橋満委員。

○6番高橋 満委員 6番、高橋です。

小菅本人の言うことには、土地購入費はこんなに高く売った覚えはないと。何か理由があるのでしょうか。

○事務局 購入費のほうは申請者のほうから出ている申請内容でございまして、特に購入については契約書をつけろとかいうことはないで、その費用に対する資金のほうも確保されているので、そこは確認はとっておりません。

○6番高橋 満委員 そうですか。

○議長 いいですか。

ほかにごございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって本件は許可相当の意見を付し、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

(——委員 入室)

○議長 続いて、農地法第5条番号2、——氏所有の農地を——
——氏が資材置き場の転用とするため、許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、——、——
——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字——、地目は畑、面積は1,086平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、資材置き場です。権利の内容は売買によります所有権移転となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、東京電力樋口変電所から西に約150メートルの場所でございます。

次に申請の事由ですが、現在使用している土地が手狭となり、工場に隣接する当該土地を利用したいため申請するものですということでございます。

次に計画の内容ですが、裏面の配置図をごらんください。土地造成は1,086平方メートルです。利用計画は資材置き場で、製品、材料の50トンの置き場となります。

次に資金計画ですが、—————
—————ということですが、現在、お返ししております申請書に—————
—————も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に農地の状況ですが、区域の別は長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第二種農地と判断されます。次にその他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線30号線に隣接土地を利用し接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に担当推進委員の高田幸好委員の説明ですが、なお、本日、高田幸好委員は欠席のため、事務局の説明をお願いします。

○事務局 事務局のほうからかわって説明をさせていただきます。

3月18日に、野村委員と高田推進委員さんと事務局の私、村田のほうで現地確認を行ってまいりました。

高田推進委員さんからは、今回の農地転用に当たり、特に問題はないと思いますとの意見をいただきましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて農業委員の説明をお願いします。

1番、野村五郎委員の説明をお願いします。

○1番野村五郎委員 1番、野村です。

18日に事務局の村田さんと推進委員の高田さんと3名で現地を確認いたしました。

現地は平らな土地でくいもちちゃんとありました。

それで入り口が、現在、—————の土地になっちゃったんですね。—さんの健康状態が余りすぐれないんで、やむを得ないんじゃないかと思うんですが、審議をよろしく願います。

○議長 野村五郎委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法5条番号3、—————氏所有の農地を、—————氏が倉庫に転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、また1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法5条番号3について説明させていただきます。

番号3、譲受人住所・氏名、—————、—————さん、譲渡人住所・氏名、—————、—————さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字—————、地目は田、面積は312平方メートルの1筆です。転用の目的は倉庫となります。権利の内容は売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は上袋区内、野上駅から南に約80メートルの場所でございます。

次に申請の事由ですが、5年ほど前から長瀬町には趣味でカヌーをやるようになり、昨年からは毎週末通うようになりました。仲間と来ることも多くなり道具の保管場所にといろいろ探してきましたが、申請地の話があり、値段もかなりやすいので購入を決めましたので、よろしく願いいたしますということでございます。

次に計画の内容ですが、裏面の配置図もごらんください。土地造成は312平方メートルです。建築物は倉庫3棟、建築面積は72.24平方メートルとなります。

次に資金計画ですが、
—————
—————ということです。現在、お返ししております申請書に—————
—————も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。次にその他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中12号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 同じく19日の日に事務局の村田さんと、担当の福島さんと現地確認に行きました。

これは野上駅より南、80メートルぐらいのところにある土地で、ちょっと入るところの道路が狭いような気がするんだけど、ただ、それだけで問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長 中井委員の説明は終わりました。

続いて農業委員の説明をお願いします。

3番、福島美知子委員の説明をお願いします。

○3番福島美知子委員 3番、福島です。よろしくお願ひいたします。

先ほどと同じように19日の日に3人で現地確認に行っていました。

中井さんがおっしゃったように、確かに入る道が狭いんですけども、ここはそんなに大きな木も生えていなくて、雑草ぐらいで、整地すれば、すぐに。倉庫といっても本当に簡単な倉庫みたいで、すぐになると思います。周りの同意書もいただいているようなので、全く問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 福島美知子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可相当の意見を付し、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

◎非農地判定について（農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断）

○議長 続いて、議案第3号 非農地判定、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第3号 非農地判定についてご説明いたします。

番号1、所在地大字岩田字————、地目は畑、農振区分は白地、面積は225平方メートルになります。所有者は————さん。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は岩田区内、道光寺から東へ約1キロの場所でございます。

現況写真が添付されておりますので、あわせてご確認をお願いします。

今回の非農地判定は、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものでございます。現場につきましては、担当区域の推進委員、農業委員さんと現地確認を実施しました。

非農地とする判断基準は、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に隣接して山林化しており、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、またこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に、農地に該当しないものが非農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に担当推進委員でございます齊藤委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 19日の日に高橋委員と事務局の村田さんと3人で現地確認を行いました。

ここは金尾峠の麓にある3軒家の一角でございまして、写真にあるとおり、ちょっと平ら

っぼく見えるんですけれども、すごく傾斜地の中で、くいみたいなものがありますけれども、こちらが道路で、対象とするほうは竹林の中でございます。もともと山林だったところを畑にして、また竹林になってしまったという状況でございますので、農地としては復元するのは本当に困難だと思いますので、やむなしかなと思います。よろしくをお願いします。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて農業委員の説明をお願いします。

6番、高橋満委員、説明をお願いします。

○6番高橋 満委員 今月の19日に齊藤委員と事務局の村田さんと現地確認に行っていましたので報告いたします。

齊藤委員のご説明どおりでございますが、私からは特に説明はないんですが、この畑は山の斜面にある畑でして、傾斜もかなりきついですし、岩石のかけらみたいな石がごろごろと見え隠れするような状態です。現状は孟宗竹が生えているんですが、周りにはイノシシが出たような痕跡がいっぱいありまして、タケノコが出ても収穫までには至らないんじゃないかなと思います。

このような環境の中でこの畑を維持管理していくのはなかなか厳しいかなという、そういう感じを受けました。

以上で報告を終わります。

○議長 それでは説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件を非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は非農地と判断し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定しました。

◎農地の賃借料情報の提供について

○議長 続きまして、議案第4号 農地の賃借料情報の提供について議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第4号 農地の賃借料情報の提供について、ご説明いたします。

この農地の賃借料情報の提供につきましては平成21年の農地法の改正に伴い、標準小作料が廃止され、これにかわり農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが法律上明記されました。これにより、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により賃借権が設定された実勢の賃借料を集計し、以下のとおり情報提供をするものでございます。

この賃借料情報として提供する内容は、平成30年度中に設定された農地法に基づく賃借権と農地利用集積計画に基づく利用権、これらの賃借料を集計し、10アール当たりの平均額とその算出根拠となった最高額、最低額、筆数などを情報として提供するものでございます。

なお、この賃借料情報は、今まで制定されていた標準小作料とは違い拘束力はなく、あくまで相対の賃借料を決定する際の参考資料として提供するものでございます。

長瀬町の農地賃借料情報について説明をいたします。

長瀬町における賃借料水準（10アール当たり）は以下のとおりでございます。なお、賃借料を設定する場合は、対象農地の状況に合わせて当事者間で十分協議した上で決定をしていただくことになります。

平成30年度中の長瀬町における賃借料水準は表のとおりでございます。

まず地域については、町内全域、10アール当たりの賃借料の平均額は8,300円、昨年度よりも310円の減となっております。最高額は1万2,000円、最低額は4,000円、使用データ数は筆数で47筆となります。

1枚めくっていただきまして、A3の紙が集計に用いたデータの内訳表でございます。今年度の農地法に基づく賃借権の設定事例はなく、農地利用集積計画に基づき利用権が設定されている全ての農地を対象といたしました。こちらのデータには全部で80筆載っておりますが、集計に当たり、賃借料が一番高い1万5,000円の2筆とゼロ円の31筆、合計33筆は集計に含めておりません。

また、農地の種類は、田や畑、利用状況も水稻、普通畑、樹園地の3種類に分類できますが、当町ではそれぞれ分けて賃借料を設定するには規模が小さいため、全て一つのデータにまとめております。

なお、この賃借料の情報提供は毎年、この3月の農業委員会において賃借料を決定し、4月から町のホームページで掲載、農業委員会の窓口で掲示を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は原案のと通りの価格に決定いたしますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は原案どおりの価格に決定いたします。

以上で議案の審議は終了しました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、4月の委員会日程でございますが、4月の委員会は、25日木曜日、午後1時30分からしたいと思いますが、よろしいでしょうか。委員会終了後、歓送迎会を予定しておりますが、時間は午後1時30分からでよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日木曜日、午後1時30分からしたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局 先月の農地転用許可の状況ですが、農地法第4条の1件、農地法第5条の1件は、3月18日付で許可となっております。

また机に置かせていただいているんですが、お配りした農業委員会活動記録セットにつきましては、また4月から新しいものをご使用いただきたいと思います。お配りしてあります昨年度のものにつきましては、順次ご提出のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 以上で本日予定した議事は終了いたしました。

これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力をありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございます

ました。

(午後2時09分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成31年3月26日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 原 新 平

署名委員 高 橋 満